

現 代



トラクターとカントリー（現在の農作業風景）

概 説

太平洋戦争末期の昭和二十年（一九四五）八月五日、佐賀方面は空襲下に曝され、久保田町も午後二一時灯火管制下の久富部落は照明弾と焼夷弾攻撃をうけ、七二軒の家を全焼し三名の犠牲者を出した。翌日の八月六日は広島に、九日は長崎に原子爆弾が投下され、莫大な損害を受けた。政府・軍部からなる最高戦争指導会議は、同八月十五日天皇の裁断をもってポツダム宣言の受諾を決定した。九月二日には東京湾に停泊中のアメリカ戦艦ミズーリ号上で降伏文書調印式があり、太平洋戦争は終結した。

敗戦によって日本は連合国軍の占領下におかれ、アメリカを中心とする連合国軍は、八月末から進駐をはじめ、マッカーサーを最高司令官とする連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）がおかれた。GHQは日本政府に対し政治・経済・教育などあらゆる面の改革を勧めた。①婦人解放、②労働組合の助長、③教育の自由主義化、④圧制的諸制度の廃止、⑤経済の民主化、などである。十二月には選挙法を改正して婦人参政権を認めることとした。軍国主義者・国家主義者などの公職追放が定められ、政界・官界・言論界などから総計二二万名もの戦争協力者が追放された。久保田町も例外ではなかった。

経済面では、財閥解体が司令され財界人の追放などが行われ、日本の独占資本は近代的な形で再編成されることになった。農業の分野では、地主と小作人との前近代的関係を変革する必要に迫られて、昭和二十年（一九四

五) 十二月、GHQから農地改革が司令された。翌年二月から第一次農地改革を実施した。しかし、小作農・零細農の解放十分な効果を表さなかつたので、第二次農地改革が実施された。大土地所有者は厳しい制限をうけ、不在地主は認められなくなつた。久保田町内の大地主も田畑を解放せざるをえなかつた。

教育を重視したGHQは、軍国主義・超国家主義教育を打破し民主化につとめ、昭和二十二年(一九四七)三月、平和主義・民主主義の理念の下、教育基本法および学校教育法が公布され、四月から新教育制度が発足した。いわゆる六・三・三・四制をとり、小・中・高校の教科書検定制を定めた。教育の自主・中立性を保つため昭和二十三年(一九四八)には全国地方自治体に教育委員会を設置した。

昭和二十一年(一九四六)十一月三日、新に日本国憲法が公布され、翌年五月三日から施行された。主権在民・平和主義・人権尊重の三大原則を明らかにし、憲法第二章第九条には戦争放棄を明記した。新憲法の制定に伴つて諸法・制度もその精神にそつて新しく改正された。新しく地方自治法が制定されて、都道府県知事・市町村長はすべて住民の直接選挙により選出されることになつた。市町村議会も議員の中から議長を選出することになつた。

戦後、物心ともに欠落し疲弊した生活の中から、青年を中心に復興への兆しが見え始めた。昭和二十四年八月のジュディス台風による大風水害は、全村が濁流に飲まれ、家も田もすべてが壊滅状態になり、大きな打撃を受けた。その後、村当局をはじめ村民の弛まぬ努力により、村政にも水道工事の着工、久保田搦の入植等、明るい話題も聞かれるようになった。昭和三十一年十二月八日の役場火災は、役場職員をはじめ村民に暗い影を落としたが、翌年の三十二年に大字新田の現在地に、役場新庁舎が完成し、昭和四十二年には町制施行により久保田町が誕生した。

一 行政のあゆみ

(一) 町政の機構

1 行政組織

行政の基本理念である最少の経費で最大の効果をあげるためには、行政を能率的、経済的に処理し得るような行政組織が必要である。

行政組織の在り方は、住民の権利義務、利益に大きな関係があるので、能率性と住民の欲求の調和をはかる必要がある。このようなことから、日本国憲法、地方自治等の法律及びこれに基づく政令、条例、規則等には、国、地方公共団体、その他の公共団体などの行政の組織に関する法が規定されている。

町政の機構

憲法では、地方自治に関する一章を設け、地方自治を保障しているが、憲法第九二条において「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接それを選挙する。」と定めており、地方公共団体の行政組織の根本基準を規定している。この憲法の規定を受けて、地方自治法第一条には「地方自治の本旨に基